

2018年7月9日

大雨の被害を受けられたご契約者様へ

桃太郎共済会

この度の台風7号および梅雨前線等にともなう大雨の被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

桃太郎共済会では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様に対し、次のとおり特例扱いをいたします。

1 共済掛金払込み猶予

お申し出により、共済掛金の払込みを猶予する期間を最長6ヶ月間にします。

2 給付金の迅速なお支払い

お申し出により、迅速なお支払いをいたします。